

テーマ「取締役会と監査役の協働について」

WG 9 発表チーム (敬称略)

コーディネータ	ライト工業 (株)	常勤監査役	木下博之
リporter	(元) 王子タック (株)	常勤監査役	荒木道雄
	住友商事フィナンシャルマネジメント (株)	常勤監査役	田中彰

(テーマの発案背景)

H27.7 月改訂の日本監査役協会・監査役監査基準第 2 条 1 項、2 項 を以下に抜粋すると、

1. 監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能 (※1) の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業及び企業集団が様々なステークホルダーの利害に配慮するとともに、これらステークホルダーとの協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている。【Lv.3】 …次ページ図参照

(※1) 本基準の 1 項の補足説明として、本基準の「監督の概念」は会社法 362 条 2 項 2 号の「取締役の職務の執行の監督」に留まらず、より広い企業統治における監督機能全般を意味する。(中略) 監査役も企業統治体制の確立の観点から、取締役会及び経営陣を後押しすることが求められていることから今回の改定を行った。

2. 前項の責務を通じ、監査役は、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、会社の迅速・果敢な意思決定が可能となる環境整備に努め、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、取締役又は使用人に対し能動的・積極的な意見表明に努める。(※2.) 【Lv.4】

(※2) GC 原則 4-4 のとおり、監査役が、いわゆる「守りの機能」を含めその役割・責務を充分果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切ではない。既に多くの実務においては、監査役は、取締役会又は経営会議等重要な会議のほか、様々な場面で多岐にわたる事項について、法令や定款違反の可能性の観点だけでなく、リスク管理の観点や経営判断の合理性の観点等からも意見を述べている(文献 1 参照)。

(発表内容)

- | | | | | |
|-------------|-----|------------------------|--------|----|
| (1) アンケート調査 | ・・・ | 別紙 1-1 | 別紙 1-2 | 木下 |
| (2) 面談調査 | ・・・ | 別紙 2-1,2-2,2-3,2-4,2-5 | | 田中 |
| (3) まとめ 謝辞 | | | | 荒木 |

(研究方法) 取締役会と監査役の協働に関する方法と状況について、以下調査を実施した。 《日程》

- | | | | |
|-------------|-----|---|---------|
| (1) アンケート調査 | ・・・ | 2017 年度監査基礎講座の会員 (145 名配信、13 名不可→31 名回答) | 10 月 |
| | (a) | アンケートは文献 1 に類似した内容をベースに作成→別紙 1-1 別紙 1-2 | |
| (2) 面談調査 | ・・・ | アンケート回答企業の監査役から 5 社選択して訪問 | 1 月～2 月 |
| | (b) | 自由記載の回答欄コメントを詳しくヒアリング →別紙 2-1,2-2,2-3,2-4,2-5 | |
| (3) まとめ | ・・・ | 抽出された課題等をまとめ (打合せ) | 3 月 |

【第 67 回スタディグループ分科会 発表レジメ】

(焦点) 取締役会と監査役の協働について以下を調査し、監査役の活動における課題等を抽出した。

- ①取締役会・経営会議等への関与状況（議案検討、発言、意見書等）
- ②経営判断の意思決定プロセスにおける監査役の関与状況（監視方法、助言、意見書等）
- ③その他自由記載（取締役会との監査役の協働における心構え、留意していること等）

(3) まとめ 謝辞

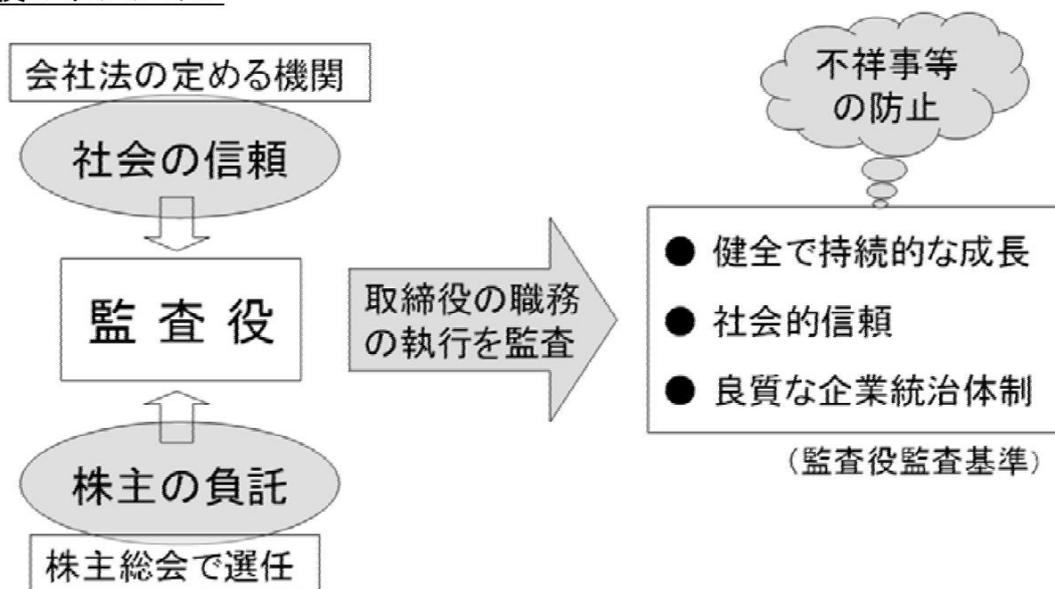
今回のWG活動を通じて、「監査役等の会社における役割（ポジション）」として、H27.7月改訂の日本監査役協会・監査役監査基準第2条1項、2項に記載されている「取締役会と監査役の協働」という概念について、当会の会員企業の監査役等にアンケートと一部に面談を実施して調査を行いました。

「取締役会と監査役の協働」とは、『会社の執行に関する監督業務を共に行うというよりは、監査役監査を通じてその役割の一翼を担う。』という意見がある一方で、監査等委員会設置会社の場合、『経営に係る諸問題について、監査等委員は適法性および妥当性の観点で積極的に方向性を助言する。』というご意見もいただきました。

また、コーポレートガバナンスコードは上場企業に対するものであるのですが、非上場企業の監査役も連結企業子会社として、グループガバナンスという中で監査役も監督の一翼を担っておられることを確認しました。

最後になりましたが、本WG発表のアンケートおよび面談にご協力いただきました会員・会友の皆様方に本紙面を借りて御礼申し上げます。ご協力いただき誠にありがとうございました。

監査役のポジション



公益社団法人 日本監査役協会 HP「新任監査役ガイド（第6版：2017年5月1日）」より抜粋

(参考文献)

文献1 日本監査役協会「第77回監査役全国会議に係る事前アンケート集計結果」（2013年10月8日）

以上